

事業主の皆様へ

障害者雇用納付金の納付期限等の延長等についてのお知らせ

東日本大震災により被災された皆様にご心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

1 障害者雇用納付金の納付期限等の延長について

東日本大震災による被害に対応するために、次の①及び②に該当する障害者雇用納付金については、3月24日付け厚生労働省告示により、その申告又は納付の期限（以下「納付期限等」という。）は延長しています。

- ① 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県内に、主たる事務所の所在地を有する事業主が納付するもの
- ② 平成23年3月11日以降に納付期限等が到来するもの
（督促状の指定期限が平成23年3月11日以降である場合を含みます。）

※ 延長後の障害者雇用納付金の納付期限等は以下のとおりです。

- 青森県、茨城県に主たる事務所の所在地を有する事業主
平成23年7月29日
- 岩手県、宮城県、福島県に主たる事務所の所在地を有する事業主
災害のやんだ日から2ヵ月以内の日が定められますが、具体的な期限は、災害の復旧状況等を踏まえて今後検討し、後日、決定次第お知らせいたします。

2 障害者雇用納付金の納付の猶予について

1に該当しない場合であっても（1に該当する場合で納付の期限が到来した場合を含む。）、東日本大震災により被害を受けた事業主の方について、個別の申請に基づき、一定の要件に該当すると認められた場合には、猶予の対象となります。

※ 詳しいことは、下記担当者又は独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構までお尋ねください。

【お問い合わせ先】

職業安定局高齢・障害者雇用対策部
障害者雇用対策課雇用促進係 領五・小林
（代表） 03-5253-1111 内線:5855
（直通） 03-3595-1173